

全国18,000社の電気通信事業者の皆様へ！

(※) 8団体の会員^(注)の方は、電気通信事業者以外の方も加入できます！

「電気通信個人情報保護推進センター」の会員になるには

(一財)日本データ通信協会ホームページ(<https://www.dekyo.or.jp/kojin jyoho/>)にある「電気通信個人情報保護推進センター」に関する「募集要綱」及び「申込書様式」に必要事項を記入の上、下記の問合せ先まで、郵送又はメールにより申込み下さい。

(※) 年会費は、保有個人情報の件数が5,000件未満の場合、40,000円です。
8団体の会員^(注)の方は、半額の20,000円になります。



(注) 「8団体の会員」とは、次の8つの団体に所属する会員企業をいいます。

一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人情報通信エンジニアリング協会、一般社団法人情報通信設備協会、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会

〈問合せ先〉



一般財団法人日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター

〒170-8585 東京都豊島区巣鴨 2-11-1 巣鴨室町ビル7階

電話：03-5907-3808

URL・問合せフォーム：<https://www.dekyo.or.jp/kojin jyoho/>

メール：pi-ict@dekyo.or.jp

情報通信の現在、そして未来のために

一般財団法人

日本データ通信協会

Japan Data Communications Association

認定個人情報保護団体

電気通信個人情報保護推進センター

会員加入のご案内

～ 個人情報の適正な取扱いの確保を推進します！～



改正個人情報保護法に基づく 各種義務の適用

個人情報の漏えい等を発生させてしまった場合、顧客や取引先の信頼を失うなどにより、その後の事業活動に支障を及ぼすことが想定されます。

平成29年5月30日以降は、これまで法による規制の対象外であった保有する個人情報の数が5,000以下の事業者の方々にも、法に基づく安全管理措置等の各種義務や罰則が課せられます。

「電気通信個人情報保護推進センター」は、改正個人情報保護法の全面施行により、新たに法に基づく義務が課せられる全国各地の中小規模の電気通信事業者の会員に向けた支援業務を強化します。具体的には、以下の業務を推進します。

※ 8団体の会員^(※)ならば、電気通信事業を行っていない事業者も対象になります。



**全国11都市で
改正個人情報保護法
全国説明会を
無料開催。**

5月～7月に「情報通信月間行事」として、総合通信局及び沖縄総合通信事務所と共催等で開催。



**個人情報保護
対策支援
サービスの実施。**

基本的な個人情報保護対策に関する相談窓口を開設(電話等)。



**「電気通信事業に
おける
個人情報保護指針」
冊子の進呈。**



**個人情報の
適正な取扱い
確保のために役立つ
メールマガジンの配信。**



「電気通信個人情報保護推進センター」について

(一財)日本データ通信協会は、平成17年4月、総務大臣及び経済産業大臣より、電気通信事業分野の「認定個人情報保護団体」の認定を受け、電気通信事業関連4団体^(※)の協力を得て、「電気通信個人情報保護推進センター」を開設しました。

(※) 電気通信事業関連4団体：一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟。

「電気通信個人情報保護推進センター」では、以下の業務を行っています。

- 1 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項の会員への情報提供及び相談受付。
- 2 会員向けの個人情報保護指針の策定及び当該指針に基づく運用。
- 3 会員の個人情報の取扱いに関する苦情・相談等への対応。
- 4 その他会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務。

→ 苦情・相談等の対応の流れ

